

諮問第 41 号

兵庫県環境審議会

栄養塩類管理計画及び第 9 次総量削減計画の策定
並びに総量規制基準の改正について（諮問）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内法」という。）
第 12 条の 6 に基づく栄養塩類管理計画の策定、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第
138 号。以下「水濁法」という。）第 4 条の 3 に基づく第 9 次総量削減計画の策定並
びに水濁法第 4 条の 5 の規定に基づく総量規制基準の改正について、水濁法第 21 条
第 1 項の規定により諮問します。

令和 3 年 8 月 31 日

兵庫県知事 齋藤 元彦



（諮問理由）

かつて「瀕死の海」と呼ばれた瀬戸内海は水質保全対策等により、水質が大幅に改
善された。しかし、近年はノリの色落ちや漁獲量の減少が深刻化し、その要因として
海域の全窒素・全りん濃度の低下、水温の上昇等が指摘されている。

このような中、国では「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転
換を図るため、本年 6 月に瀬戸内法を改正し、あわせて、第 9 次総量削減基本方針の
策定に向けた検討を進めている。

豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて、水質の保全及び管理の観点から「栄養塩類
管理計画」の策定について、また、「第 9 次総量削減計画」の策定並びに化学的酸素
要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の改正について意見を求める。